

重要事項説明書（令和 7 年 5 月 1 日現在）

（地域密着型通所介護）

指定地域密着型通所介護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 34 号第 37 条で準用する第 3 条の 7 に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

1. お客様の担当事業所の名称など

法人の名称	株式会社 カノン
事業所の名称	日向の家（ひなたのいえ）
指定番号	0670102854
所在地	山形市あかねヶ丘二丁目15番10号
連絡先	電話 645-0580 FAX 645-0580
相談担当者	戸内 彩子 電話 645-0580 高橋 るみ 電話 645-0580 戸内 美子 電話 645-0580
通常の事業実施地域	山形市内

2. 定員 14 名（通所型サービス（従前相当）も含む）

3. 目的

この事業所が行う指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

4. 方針

家庭的な雰囲気の中で、手作りの美味しい食事を共に味わい、おしゃべりを楽しんだり、時には身近な四季を体感しに散策に出かけ自然を満喫して頂くなど、ゆったりとした時間を過ごせるよう努めております。

また、音楽療法を取り入れた音楽活動、長年培ってきた人生経験や習得した技術を教えたり教えられたりするなど、お互いに学びあう生涯学習を通して、いきいきと社会参加できるサービスに力を入れています。

このような様々な活動を通して、人との出会いとふれあいの輪作りを目指しています。

5. 事業所の従業員の職種、職務内容、員数

() は兼務

職種	職務内容	員数	資格
管理者	事務所の管理運営	1 (1)	社会福祉主事
生活相談員	相談業務	2 (2)	社会福祉主事 介護福祉士 (経験 1年以上)
看護職員	看護業務	3 (3)	看護師・准看護師
介護職員	介護業務	6 (3)	介護福祉士 ホームヘルパー
機能訓練指導員	機能訓練業務	3 (3)	看護師・准看護師

6. 事業所の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日 休業日 年末年始 12/30～1/3
営業時間	8：30～17：00
サービス時間	9：20～16：30 (送迎時間は含みません)

7. サービス内容

- (1) 機能訓練 (2) アクティビティ (3) 生活相談・助言
(4) 日常生活上の世話 (5) レクリエーション (6) 食事の提供
(7) 健康チェック (8) 送迎

8. サービス利用料

(1) サービスの利用料(介護保険適用内)

①基本報酬 (単位：円/回)

	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	4, 160 (416)	4, 360 (436)	6, 570 (657)	6, 780 (678)	7, 530 (753)
要介護 2	4, 780 (478)	5, 010 (501)	7, 760 (776)	8, 010 (801)	8, 900 (890)
要介護 3	5, 400 (540)	5, 660 (566)	8, 960 (896)	9, 250 (925)	10, 320 (1,032)
要介護 4	6, 000 (600)	6, 290 (629)	10, 130 (1,013)	10, 490 (1,049)	11, 720 (1,172)
要介護 5	6, 630 (663)	6, 950 (695)	11, 340 (1,134)	11, 720 (1,172)	13, 120 (1,312)

※ () は 1 割自己負担額の場合。2 割自己負担額はその倍額、3 割自己負担額はその 3 倍額。

- ②入浴介助加算（Ⅰ） 400円(40円)/回 ※ご希望者のみ
 ③介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） $[\text{①} + \text{②}] \times 9.0\%$

（２）サービスの利用料（介護保険適用外）

食 費	800円/日
通常の事業の実施地域以外の交通費、 実費 （自動車使用の場合） ○通常の事業の実施地域を超えた地点から片道5キロメートル未満500円 ○通常の事業の実施地域を超えた地点から片道5キロメートル以上k30円加算	
希望によるサークル活動の材料費等	実 費
キャンセル料 利用日の前日17：00までに申し出がない場合、食費負担	

9. サービス利用に当たっての留意事項

- （１）事業所内での飲酒及び喫煙は禁止となります。
 （２）サービス利用中は従業者の指示に従ってください。

10. 緊急時における対応方法

ご利用者様の主治医への連絡を行い、その指示に従います。また、必要な時には親族の方にも連絡します。

主治医のお名前	
ご親族のお名前	

11. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行います。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知します。

12. 事故発生時の対応

地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故時の処置について記録します。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 戸内彩子
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 身体拘束等

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限りします。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5. 感染対策等

(1) 事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果につ

いて、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 6. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7. 運営推進会議について

(1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。

(3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。

(4) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、会議の構成員となった方は可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

1 8. 苦情対応

利用者からの苦情に対応するため常設の窓口(連絡先)担当者を置く。利用者からの苦情申出があった場合は、十分な話し合いによる解決に努めます。

苦情受付担当者

管理者兼生活相談員 戸内 彩子

生活相談員 高橋 るみ

場 所 日向の家 地域密着型通所介護事業所
日 時 月曜日～金曜日(10時～16時)
休業日は除く
年末年始 12/30～1/3

電 話 023-645-0580

なお、介護保険サービスに関する相談・質問・苦情受付に対応している
公的窓口を以下に付記します。

○山形市役所 保健福祉部 介護福祉課

○山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス推進室

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事 業 者 所在地 山形市あかねヶ丘二丁目 1 5 番 1 0 号
事業者（法人）名 株式会社カノン

代表者職・氏名 代表取締役 戸内美子 印

説明者職・氏名 生活相談員 印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所
氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
本人との続柄
氏 名 印